

令和元年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

31紀総務発第155001号
令和元年9月2日

紀の川市議会議長 坂本康隆様

紀の川市長 中村愼司

議案の送付について

令和元年第3回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 82 号 平成 30 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 83 号 平成 30 年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 84 号 平成 30 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 85 号 平成 30 年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 86 号 平成 30 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 87 号 平成 30 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 88 号 平成 30 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 89 号 平成 30 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 90 号 平成 30 年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 91 号 平成 30 年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 92 号 平成 30 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 93 号 平成 30 年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 94 号 平成 30 年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 95 号 平成 30 年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 96 号 平成 30 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 97 号 平成 30 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 98 号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について

議案第 99 号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 100 号 紀の川市消防団条例の一部改正について

議案第 101 号 紀の川市印鑑条例の一部改正について

議案第 102 号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

議案第 103 号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

議案第 104 号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 105 号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 106 号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 107 号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 108 号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 109 号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 110 号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第111号 令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第112号 令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第113号 令和元年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第114号 令和元年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第115号 令和元年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第116号 令和元年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第117号 令和元年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第118号 令和元年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第119号 令和元年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第120号 令和元年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第121号 令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第122号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第123号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第124号 財産の取得について

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市杉原280番地

氏 名 きく 菊 おか 岡 いさお 功

昭和26年1月18日生

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、令和元年12月31日任期満了となることに伴い、菊岡功君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市野上159番地

氏 名 しぶ た とし え
 洸 田 敏 江

昭和28年11月27日生

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、令和元年12月31日任期満了となることに伴い、洸田敏江君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第 76 号

平成 30 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 77 号

平成 30 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 78 号

平成 30 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 愼 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第79号

平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 80 号

平成 30 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 81 号

平成 30 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 82 号

平成 30 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 83 号

平成 30 年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 84 号

平成 30 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 85 号

平成 30 年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 86 号

平成 30 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 87 号

平成 30 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 88 号

平成 30 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 89 号

平成 30 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第90号

平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第91号

平成30年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 92 号

平成 30 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年
度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見
をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第93号

平成30年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 94 号

平成 30 年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第95号

平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第96号

平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第97号

平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 98 号

紀の川市企業立地促進条例の全部改正について

紀の川市企業立地促進条例（平成 18 年紀の川市条例第 34 号）の全部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

事業所の設置又は事業規模の拡大を促す奨励措置の見直しに伴い、条例の全部を改正するため。

紀の川市企業立地促進条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市企業立地促進条例（平成18年紀の川市条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内に事業所を新たに設置又は事業規模を拡大する事業者に対し、必要な奨励制度を講じることにより、産業振興及び雇用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）新設 市内に事業所又は研究開発施設（以下単に「事業所」という。）を有しない者が、市内に事業所を新設することをいう。
- （2）移設 市内に事業所を有する者が、当該事業所を全廃し市内の他所に事業所を移設することをいう。
- （3）増設 市内に事業所を有する者が、市内で事業所を増設することをいう。
- （4）固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に係る税をいう。
- （5）都市計画税 地方税法第702条に規定する税をいう。
- （6）操業日 新設又は移設にあつては操業を開始した日、増設にあつては増設した部分を含め操業を開始した日をいう。
- （7）指定事業者 第4条の規定により市長の指定を受けた事業者をいう。
- （8）新規常用雇用者 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であり、期間の定めのない雇用契約を締結し、操業日から3年以内の間において、1年以上継続して雇用されるものをいう。
- （9）新規地元常用雇用者 前号に規定する新規常用雇用者であつて、雇用された日から1年以上継続して本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。
- （10）投下固定資産総額 新設、移設又は増設した事業所の土地（操業日前3年以内に取得したものに限る。）、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。

（対象業種）

第3条 この条例において対象とする業種は、統計法（平成19年法律第53号）に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、規則で定める業種とする。

（指定事業者）

第4条 市長は、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると認める事業者に対

し、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

(指定事業者の要件)

第5条 前条の指定を受けようとする事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。

- (1) 投下固定資産総額が、新設にあつては3億円以上、移設又は増設にあつては1億円以上であること。
- (2) 産業振興その他本市の施策に寄与する協定を締結すること。
- (3) 法令違反等、社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第2.1号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 5人以上の新規常用雇用者を雇用すること。

(指定事業者の責務)

第6条 指定事業者は、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 指定事業者は、地元雇用に努めること。
- (2) 指定事業者は、周辺と調和がとれた良好な景観の形成に努めること。
- (3) 指定事業者は、環境に配慮した設備を備えた施設の建設に努めること。

(奨励措置)

第7条 市長は、別表奨励金の種類の欄に規定する奨励金について、同表奨励金の額の欄に規定する額を、同表交付対象期間等の欄に定める期間等により予算の範囲内において交付することができる。ただし、それぞれの奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第8条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は速やかに審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

(変更の届出等)

第9条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則の定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 指定事業者の指定の申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 指定事業者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 事業所を休業し、又は廃業するとき。

(指定事業者の指定等の取消し)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第5条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 操業日から10年以内に当該事業所を休業又は廃業したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定事業者の指定又は奨励金の交付を受けたとき。

(4) 指定事業者の指定から奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。

(5) この条例に違反したとき。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、当該奨励金の額を変更すべきと認められるときは、当該奨励金の全部又は一部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を講ずることができる。

(指定事業者の承継)

第12条 指定事業者は、相続、合併、譲渡その他の理由により当該事業所を第三者に承継する必要があるときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該承継者を審査し、指定事業者として引き続き奨励金の対象とすることができる。この場合において、承継者に対する奨励金の交付対象期間等は、承継前の指定事業者が既に奨励金の交付を受けた期間等を控除した期間等とする。

(報告等)

第13条 市長は、指定事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、必要に応じ実地調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた指定事業者の指定について適用し、同日前に受けた助成金の交付の指定については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

奨励金の種類	奨励金の額	交付対象期間等
事業所設置奨励金	新設に要した投下固定資産総額の100分の5に相当する額（上限額は5,000万円）	新設したとき。
立地促進奨励金	1の年度につき、新設、移設又は増設した事業所に係る固定資産税及び都市計画税の合計額。ただし、移設又は増設した場合は、既存事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した税額を減じて得た額とする。	操業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間
雇用促進奨励金	新規地元常用雇用者の人数に50万円を乗じて得た額（上限額は3,000万円）。ただし、既に交付対象となった者を除く。	雇用後1年を経過したとき。

議案第 99 号

紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、地方公務員法の一部改正が令和元年 12 月 14 日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により、特にその職を失わないものとする</u>ことができる。 2 略	(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により、特にその職を失わないものとする</u>ことができる。 2 略

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条の3においてこれらの日を「支	(期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条の3においてこれらの日を「支

改 正 前	改 正 後
給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。) 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。 5 略 (期末手当の支給の制限) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)</u> 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>又は死亡した職員にあっては、退職し</u> <u>給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</u> 5 略 (期末手当の支給の制限) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

改 正 前	改 正 後
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りで	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りで

改 正 前	改 正 後
ない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) 略 6・7 略 (勤勉手当) 第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受	ない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) 略 6・7 略 (勤勉手当) 第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受

改 正 前	改 正 後
けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を 乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を 乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)
この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第100号

紀の川市消防団条例の一部改正について

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>・ (3) 略</u> (分限) 第6条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 前条第1号及び第2号に該当するに至ったとき。 (2) 略	(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>・ (2) 略</u> (分限) 第6条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 前条第1号 <u> </u> に該当するに至ったとき。 (2) 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第101号

紀の川市印鑑条例の一部改正について

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布され、住民基本台帳法施行令の一部改正が令和元年11月5日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(登録資格) 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録印鑑の規制) 第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項<u>若</u>しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名<u>若</u>しくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの (2) 職業、資格その他氏名<u>若</u>しくは通称以外の事項をあらわしているもの	(登録資格) 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録印鑑の規制) 第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項<u>に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表して <u>いないもの</u> (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表して <u>いるもの</u>

改 正 前	改 正 後
(3) ～ (6) 略 2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録証の再交付) 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚染し、又はき損したときは、登録証及び申請人の印鑑を添えて再交付の申請をすることができる。 2 略 (印鑑登録の抹消) 第12条 市長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 氏名、氏 <u>又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</u> (4) 略 2 略 (印鑑登録証明書交付申請の不受理)	(3) ～ (6) 略 2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録証の再交付) 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚染し、又はき損したときは、登録証及び申請人の印鑑を添えて再交付の申請をすることができる。 2 略 (印鑑登録の抹消) 第12条 市長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 氏名、氏 <u>氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</u> (4) 略 2 略 (印鑑登録証明書交付申請の不受理)

改 正 前	改 正 後
第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 略 (2) 提示された登録証が著しい汚染又は<u>き損</u>のため識別が困難であるとき。 (3) ・ (4) 略	第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 略 (2) 提示された登録証が著しい汚染又は<u>毀損</u>のため識別が困難であるとき。 (3) ・ (4) 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第102号

紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）が令和元年10月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法において使用する用語の例による。 (1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。 (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。 (3) 保育料 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める利用者負担額をいう。 (4) ・ (5) 略 (保育料) 第3条 保育料は、別表第1のとおりとする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法において使用する用語の例による。 (1) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (3) 保育料 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める利用者負担額をいう。 (4) ・ (5) 略 (保育料) 第3条 保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教

改 正 前	改 正 後
(月途中の入退所 (園) に係る保育料) 第4条 月途中の入退所 (園) に係る保育料は、その月の開所等日数を基礎として日割により計算した額 (当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (保育料の徴収) 第5条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた支給認定保護者 (以下「支給認定保護者」等) という。) から第3条に定める保育料を徴収する。 2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた支給認定子ども (以下「支給認定子ども」) の支給認定保護者等から、第3条に定める保育料を徴収する。 (延長保育料の徴収) 第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定	育・保育給付認定保護者 0円 ア 子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号。以下「令」という。) 第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども (2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 別表第1で定める額 (月途中の入退所 (園) に係る保育料) 第4条 月途中の入退所 (園) に係る保育料は、25日を基礎として日割により計算した額 (当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (保育料の徴収) 第5条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者 (以下「教育・保育給付認定保護者等」という。) から第3条に定める保育料を徴収する。 2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から教育又は保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、第3条に定める保育料を徴収する。 (延長保育料の徴収) 第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定

改 正 前		改 正 後
めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子ども の支給認定保護者 から別表第2に定める延長 保育料を徴収する。 (保育料等の減免) 第7条 市長は、支給認定保護者 が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。		めるところにより実施する延長保育を受けた教育・保育給付認定 子どもの教育・保育給付認定保護者等から別表第2に定める延長 保育料を徴収する。 (保育料等の減免) 第7条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)
(1) 保育料徴収基準額表 (教育標準時間認定)		
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度分 (4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。) の市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む。)	0円
	要保護世帯等	3,000円
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	3,000円
	77,100円以下	8,100円
第4階層	77,101円以上211,200円以下	16,400円
第5階層	211,201円以上	21,900円
(2) 保育料徴収基準額表 (保育認定)		

改 正 前		改 正 後	
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	3歳児	4歳以上児
		保育標準時間	保育標準時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度分要保護世帯等（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	第1階層を除き、当該年度分要保護世帯等（48,600円未満） 第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯	4,800円	4,800円
第4A階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円
第4B階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円
第5階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円
第6階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円
第7階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円
第8階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	4,800円	4,800円

(3) 保育料徴収基準額表（保育認定）

改 正 前				改 正 後			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層区分	定義	3歳未満児 保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	略	略	第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯並びに児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	略	略
第2階層	第1階層を除き、当該年度分 (4月から8月まで) において3歳に達していない支給認定子どもをいう。	0円	0円	第2階層	第1階層を除き、当該年度分 (4月から8月まで) において3歳に達していない支給認定子どもをいう。	0円	0円
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ～ (3) 略
2～4 略

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3歳未満児 子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいう。
- (2) 3歳児 子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない支給認定子どもをいう。
- (3) 4歳以上児 子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日において4歳に達している支給認定子どもをいう。

(4) ～ (6) 略
2～4 略

改 正 前	改 正 後									
5 生計を一にする世帯に属する子どもが<u>支給認定子ども</u>のみである場合の保育料の月額、第1子（当該<u>支給認定子ども</u>のうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該<u>支給認定子ども</u>のうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該<u>支給認定子ども</u>のうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。 6 生計を一にする世帯において、<u>支給認定子ども</u>及び次に該当する子ども（<u>保育標準時間認定</u>又は<u>保育短時間認定</u>を受けて<u>支給認定子ども</u>に係る保育料の月額を決定する場合には、第1号を除く。）がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が<u>支給認定子ども</u>であるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が<u>支給認定子ども</u>であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。 7 生計を一にする世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の特定被監護者等から順に2人目については、この表の規定にかかわらず次に掲げる基準額とし、3人目以降については、教育標準時間認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯、保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯等の世帯及び保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が57,700円未満の要保護世帯等以外の世帯は0円とする。 (1) 保育料徴収基準額表（教育標準時間認定） <table><tr><th colspan="2">定義</th><th>保育料（月額）</th></tr><tr><td>生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税</td><td>要保護世帯等以外の</td><td>0円</td></tr><tr><td>非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）</td><td>世帯</td><td></td></tr></table>	定義		保育料（月額）	生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税	要保護世帯等以外の	0円	非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	世帯		5 生計を一にする世帯に属する子どもが<u>教育・保育給付認定子ども</u>のみである場合の保育料の月額、第1子（当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。 6 生計を一にする世帯において、<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び次に該当する子ども（<u>保育標準時間認定</u>又は<u>保育短時間認定</u>を受けて<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る保育料の月額を決定する場合には、第1号を除く。）がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が<u>教育・保育給付認定子ども</u>であるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が<u>教育・保育給付認定子ども</u>であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。 7 生計を一にする世帯において、令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の特定被監護者等から順に2人目については、この表の規定にかかわらず次に掲げる基準額とし、3人目以降については、教育標準時間認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯、保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯等の世帯及び保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が57,700円未満の要保護世帯等以外の世帯は0円とする。 (1) ～ (5) 略
定義		保育料（月額）								
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税	要保護世帯等以外の	0円								
非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	世帯									

改 正 前			改 正 後		
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が77,100円以下の世帯		要保護世帯等	0円		
		要保護世帯等以外の世帯	5,650円		
(2) 保育料徴収基準額表 (保育認定)					
定義	保育料 (月額)				
	3歳児		4歳以上児		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円	0円
48,600円未満	6,600円	6,550円	6,600円	6,500円	6,500円
48,600円以上	0円	0円	0円	0円	0円
57,700円未満	10,800円	10,650円	10,000円	9,850円	9,850円
57,700円以上	0円	0円	0円	0円	0円
77,101円未満	21,600円	21,300円	20,000円	19,700円	19,700円
77,101円以上	0円	0円	0円	0円	0円
(3) 保育料徴収基準額表 (保育認定)					
定義	保育料 (月額)				
	3歳未満児		保育標準時間		
	保育標準時間	保育短時間	保育短時間		
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	略	略	略		
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	略	略	略		

保育料徴収基準額表

改 正 前				改 正 後	
略	略	略	略		

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第103号

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例（平成20年紀の川市条例第33号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例（平成20年紀の川市条例第33号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、紀の川市公共下水道条例（平成20年紀の川市条例第30号。以下「下水道条例」という。）第6条に規定する紀の川市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定の要件) 第2条 市長は、次に掲げる要件に適合している者を指定工事店として指定するものとする。 (1) ～ (3) 略 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者（法人にあっては代表者）が、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合</u> イ～オ 略 2 略 (責任技術者の被登録資格) 第11条 略	(趣旨) 第1条 この条例は、紀の川市公共下水道条例（平成20年紀の川市条例第30号。以下「下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定の要件) 第2条 市長は、次に掲げる要件に適合している者を指定工事店として指定するものとする。 (1) ～ (3) 略 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者（法人にあっては代表者）が、<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u> イ～オ 略 2 略 (責任技術者の被登録資格) 第11条 略

改 正 前	改 正 後
2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権をしていない者 (2) 略	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。 (1) 心身の故障により排水設備工事を適正に行うことができないと判断される者 (2) 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)
この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第104号

令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第105号

令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第106号

令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第107号

令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第108号

令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第109号

令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第110号

令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 1 号

令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 2 号

令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 3 号

令和元年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 4 号

令和元年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 115 号

令和元年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 6 号

令和元年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 7 号

令和元年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 118 号

令和元年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算
(第 1 号) について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度
紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議
決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第 119 号

令和元年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第120号

令和元年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第121号

令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第122号

令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第123号

令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第124号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 財産の名称 | 紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器 |
| 2. 取得の方法 | 随意契約による取得 |
| 3. 取得価格 | 金267,840,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y株式会社
代表取締役 大浦 淳司 |

令和元年9月2日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

老朽化した行政ネットワーク基本システム構築機器を更新するため、財産の取得の議決を求める。

